

# 公益財団法人長野県消防協会定款細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、公益財団法人長野県消防協会（以下「協会」という。）定款（以下「本則」という。）第44条の規程により、協会の運営及び事務の執行について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 役員、評議員、顧問、参与及び職員等

### (理事候補者の選出方法)

第2条 常務理事以外の理事の候補者は、次の者とする。

- (1) 別表に掲げる各地区消防協会の会長である者
  - (2) 各地区消防協会の会長を除く役員のうち、公益財団法人長野県消防協会の正副会長候補として各地区消防協会から推薦された者
- 2 前項の候補者は、消防団員であることを要する。

### (会長および副会長の選出方法)

第3条 会長候補は、次に定める順序により、各ブロック内の理事の中から選出し、副会長候補は、理事の中から次のブロックごと1名を選出する。

| 順序 | ブロック名  | ブロック所属地区名     |
|----|--------|---------------|
| 1  | 南信ブロック | 諏訪、上伊那、飯伊地区   |
| 2  | 北信ブロック | 埴科、須高、長野、北信地区 |
| 3  | 中信ブロック | 木曾、松本、大北地区    |
| 4  | 東信ブロック | 南佐久、北佐久、上小地区  |

### (常務理事の委嘱)

第4条 常務理事候補は長野県の消防行政を主管する課長の職にある者とする。

### (監事候補者の選出方法)

第5条 監事は3名とし、監事候補者のうち、2名は消防団長の職にある者から選出し、他の1名は長野県市長会および長野県町村会から任期ごとに交互に選出する。

- 2 前項のうち、消防団長の職にある者の選出する順序は、南信ブロック、北信ブロック、中信ブロック、東信ブロックとする。

(評議員候補者の選出方法)

第6条 評議員の候補者は、次の者とする。

- (1) 各地区消防協会の役員のうち、理事及び監事の候補者を除いた者とし、南信ブロック、北信ブロック、中信ブロック、東信ブロックそれぞれ1名ずつの4名とする。
- (2) 参与の内から1名とする。

(顧問および参与の推薦)

第7条 本則第27条に定める顧問および参与の推薦基準は、次のとおりとする。

顧問 この法人の運営について特に関係が密接で重要事項の諮問に応えられる者のほか、長野県の消防行政を主管する部、局の長の職にあるものとする。

参与 本会の会長を歴任した者および特に本会の発展に功績顕著な者

(幹事の委嘱)

第8条 この法人の業務を処理するため、事務局に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は長野県の消防行政を主管する課の職員のうちから、会長が委嘱する。

### 第3章 表彰

(表彰の基準および区分)

第9条 本則第4条第5号の表彰は、次の基準及び区分により行う。

(1) 消防団の表彰

イ 現場功労章

災害現場において、抜群の活動をなし、その功労一般の亀鑑であると認められたものに授与する。

ロ 優秀章

規律厳粛であって、各般の施設充実し、よく消防の使命達成に努め、その成績抜群であって、一般の亀鑑であると認められたものに、年間10団を限度として授与する。

ハ 無火災章

火災予防の施設充実し、かつ、平素よく火災予防に努め、次の期間その区域内に火災が起こらなかったものに授与する。

| 消防団区域内の世帯数 | 無火災期間 | 備考                              |
|------------|-------|---------------------------------|
| 700世帯未満    | 5年    | (1) 期間の計算は、火災の発生した翌日から起算する。     |
| 700世帯以上    | 4 "   |                                 |
| 1,000 "    | 3 "   | (2) 無火災とは、建物火災について火災に至らないものをいう。 |
| 3,000 "    | 2 "   |                                 |
| 5,000 "    | 1 "   |                                 |
| 8,000 "    | 0.5   |                                 |

## ニ 特別無火災章

ハの無火災の期間が、連続2期にわたったときに授与する。ただし、無火災の期間は、表彰によって継続の効力を中断する。

## ホ 表彰状または感謝状

大災害または消防業務につき、イおよびロに該当しない消防団で、功労顕著と認めたものについては、表彰状または感謝状を授与することができる。

## ヘ 分団の表彰

分団についても、特に功績が顕著で他の模範と認められるものについては、イからホまでの表彰をすることができる。ただし、無火災については下記に定める規準による。

| 分団区域内の世帯数 | 無火災期間 | 備考                              |
|-----------|-------|---------------------------------|
| 200世帯未満   | 7年    | (1) 期間の計算は、火災の発生した翌日から起算する。     |
| 200世帯以上   | 5年    |                                 |
| 500 "     | 4 "   | (2) 無火災とは、建物火災について火災に至らないものをいう。 |
| 1,000 "   | 3 "   |                                 |
| 3,000 "   | 1 "   |                                 |
| 5,000 "   | 0.5 " |                                 |

## (2) 消防団員の表彰

### イ 現場善行章

災害の現場において、危険を冒し敢然災害防圧に尽力し、その功労抜群であって一般の亀鑑であるものに授与する。

### ロ 功績章

消防施設に画期的刷新を加え、かつ、勤務勉勵平素よく卒先垂範して消防の使命を尽くし、勤続15年以上でその功績顕著であるものに授与する。ただし、80名程度とする。

ハ 永年勤続功労章

勤続25年以上で、平素よく消防業務に精勵したものに授与する。

ニ 功労章

勤務勉勵技能熟達し、かつ、平素よく卒先垂範して消防の使命に尽力し、勤続13年以上でその功績顕著であるものに功労章を授与する。ただし、団員130名につき1名の標準で選抜するものとする。

ホ 努力章

勤続10年以上で、出勤成績抜群であり、特に規律訓練の成績優秀なものに授与する。ただし、団員150名につき、1名の標準で選抜する。

ヘ 精績章

勤続8年以上で勤務成績優秀かつ平素よく卒先垂範他の模範とするに足るものに授与する。ただし、消防団員100名につき1名の標準で選抜する。

ト 技術章

勤続7年以上で、ポンプ操法、水防、救急、ラッパ等の技術に熟達し、指導者としてふさわしいものに授与する。ただし、団員150名につき、1名の標準で選抜する。

チ 精勤章

勤務勉勵技能熟達し、かつ、平素よく卒先垂範し消防の使命に尽力し、勤続5年以上でその功績顕著であるものに授与する。ただし、団員25名につき、1名の標準で選抜する。

リ 表彰状または感謝状

災害現場において、イの現場善行に至らないが、功績顕著と認められる消防団員に対して授与することが出来る。

(3) 消防功労者の表彰

イ 退職感謝状

永年消防に従事し、その地方の消防に画期的刷新を加えて退職した団長、副団長に授与する。

ロ 一般団体表彰

火災予防その他消防業務につき協力し、功績顕著であると認められる団体に対し、表彰状または感謝状を授与することができる。

ハ 一般個人表彰

火災予防その他永年消防業務に協力し、または災害発生の場合、消防活動に協力して功績顕著と認められるもの、または協会の発展に関して特に功績顕著と認められたものに対し、表彰状または感謝状を授与することができる。

## ニ 知事表彰受章者の表彰

会長は、消防関係の功勞により、知事表彰（定例表彰）を受章した消防団または消防団員に対し、記念章を授与する。

- 2 会長は、前項各号の表彰を行う場合において、必要があると認めるときは、第12条に定める表彰審査委員会の議を経て、実施細目の基準を定めることができる。

### （表彰の様式）

第10条 消防団および消防団員に対する表彰の様式は、表彰状のほか別記様式による章とする。

### （表彰の内申期限および様式）

第11条 地区消防協会長は、第9条の規定により表彰を受けるべきものがあると認めるときは、次の区分により会長に内申するものとする。

- (1) 第9条第1項第1号（消防団）のイ（現場功勞章）、ホ（表彰状または感謝状）および同項第2号（消防団員）のイ（現場善行章）、リ（表彰状または感謝状）ならびに同項第3号（消防功勞者）のロ（一般団体表彰）、ハ（一般個人表彰）はそのつど。
  - (2) 第9条第1項各号のうち、前号を除く表彰は毎年10月末日を持って11月5日まで。
- 2 前項の規定による内申は、様式1号から3号までによるものとする。

### （表彰の決定および表彰審査委員会）

第12条 会長は前条の規定による内申があったときは、表彰審査委員会の審査を経て表彰を決定し、地区消防協会長に通知するものとする。

- 2 表彰審査委員会は、会長および副会長のほか必要に応じてそのつど、会長の指名する者をもって構成する。

### （表彰の伝達）

第13条 前条の規定により決定された表彰の伝達は、特別の事情のある場合のほか、地区消防協会長に委嘱して行う。

## 第4章 弔慰救済

### (弔慰救済の区分)

第14条 本則第4条第6号の共済その他福利厚生は、次の区分により行う。

#### (1) 弔慰

イ 職務のため死亡したものに対しては、20万円以内の弔慰金を贈与し、弔詞と花輪等を贈呈する。

ロ 職務によらず在職中死亡した者に対しては、次の基準により弔慰金と花輪等を贈呈する。

|          |         |
|----------|---------|
| 在職 10年まで | 10,000円 |
| 在職 10年以上 | 20,000円 |

#### (2) 傷疾救済

イ 職務のため疾病を受け重度障害の状態となった者に対しては、一時金10万円以内の見舞金を贈与する。

ロ 職務のため疾病を受けた者に対しては、次の区分に従い見舞金を贈与する。

| 区 分 | 診 療 日 数      | 見 舞 金 額   |
|-----|--------------|-----------|
| 1   | 10日 ~ 15日    | 5,000円    |
| 2   | 16日 ~ 30日    | 10,000円   |
| 3   | 31日 ~ 50日    | 20,000円   |
| 4   | 51日以上その状況により | 50,000円以内 |

#### (3) 罹災救済

災害現場において、その職務遂行中自家が災厄に遭った者に対しては、一時金50,000円以内の見舞金を贈与する。ただし罹災者多数ある場合は、正副会長において決定する。

### (弔慰救済の内申)

第15条 地区消防協会長は、前条の規定による弔慰救済を要する者がいるときは、様式第4号および第5号により、会長に内申するものとする。

### (弔慰救済の決定)

第16条 会長は、前条の規定による内申があったときは、すみやかに審査のうえこれを決定し、地区消防協会長に通知し、弔慰救済金を送金するものとする。

2 前条の場合において弔慰金を受領する者については、次の順位により行う。

|       |      |
|-------|------|
| 第1位順位 | 配偶者  |
| 第2位順位 | 直系卑属 |
| 第3位順位 | 直系尊属 |
| 第4位順位 | 兄弟姉妹 |

## 第5章 事務局

(事務局職員の服務および給与)

第17条 事務局職員の勤務時間、休日及び休暇等服務については、長野県職員  
の例に準ずるものとする。

2 職員には給料、諸手当、および旅費等を支給する。ただし、その規程は別に  
定める。

(事務局の分掌事務)

第18条 事務局の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 評議員会、理事会、正副会長会等諸会議に関する事
- (2) 定款並びに諸規程に関する事
- (3) 公印の保管に関する事
- (4) 評議員、役員、顧問、参与および職員に関する事
- (5) 庶務、人事、給与および福利厚生に関する事
- (6) 文書の收受、配布、発送および保管に関する事
- (7) 金銭、物品等の出納保管に関する事
- (8) 収支計画、決算に関する事
- (9) 資金の調達及び運用に関する事
- (10) その他会長が必要と認める事項

(事務の代決および専決)

第19条 常務理事に事故あるとき又は欠けたときは、事務局長が事務を代決  
する。

2 常務理事及び事務局長が専決できる事務は、次のとおりとする。

- (1) 役職員の旅行命令に関する事
- (2) 所属職員の有給休暇の承認に関する事
- (3) 所属職員の扶養親族、住居、通勤等諸手当の認定および決定に関する  
事
- (4) 歳入の調定並びに歳出予算の流用及び支出負担行為に関する事

- (5) 資産の保管及び管理に関すること
  - (6) 登記の嘱託に関すること
  - (7) 補助金の請求寄付金の受領に関すること
  - (8) 機関紙「信州消防」の発刊、諸印刷の作成及び配付に関すること
  - (9) 公正証書の作成に関すること
  - (10) 日々雇用者の雇用に関すること
  - (11) 理事の職務権限規程の別表に掲げられるもの
- 3 常務理事及び事務局長が専決又は代決した事項で重要と認められるものについては、すみやかに文書又は口頭をもって、会長に報告しなければならない。

(公印の種類および管理)

第20条 公印の種類は次のとおりとする。

| 公 印 名                         | 寸 法              | 印 型 |
|-------------------------------|------------------|-----|
| (1) 協会印<br>公益財団法人<br>長野県消防協会印 | 30m/m<br><br>方 角 |     |
| (2) 会長印<br>公益財団法人<br>長野県消防協会印 | 23m/m<br><br>方 角 |     |

- 2 公印の管理者は、事務局長とする。
- 3 公印は正規の勤務時間内において、事務局庁舎で使用しなければならない。  
ただし、管理者が特にやむを得ないと認め、承認を与えた場合はこの限りではない。
- 4 公印を使用するときは、決裁ずみの原議書に公印を押す文書を添えて管理者に提示し、承認を得なければならない。
- 5 廃止した公印は、永久に保存しなければならない。
- 6 管理者は公印について事故を生じたときは、直ちに会長に届出て、その処理について指示を受けなければならない。

(文書の取扱い)

第21条 文書の取扱いは、長野県文書規程を準用するものとする。

2 この法人の事務は、法令その他別段の定めがあるもののほか、次に示す簿冊を備えて処理し、それぞれに示す年限を保存するものとする。

| 番号 | 簿冊名       | 年限 | 番号 | 簿冊名       | 年限  |
|----|-----------|----|----|-----------|-----|
| 1  | 消防協会設立関係編 | 永久 | 19 | 事業計画書編    | 10年 |
| 2  | 寄付行為関係編   | 〃  | 20 | 事業経過報告書編  | 〃   |
| 3  | 諸規程例規関係編  | 〃  | 21 | 予算整理簿     | 〃   |
| 4  | 許認可登録関係編  | 〃  | 22 | 収入書類編     | 〃   |
| 5  | 財産台帳      | 〃  | 23 | 支出書類編     | 〃   |
| 6  | 会議関係編     | 〃  | 24 | 印紙類出納簿    | 〃   |
| 7  | 会議議事録編    | 〃  | 25 | 金銭出納簿預金通帳 | 〃   |
| 8  | 役員名簿      | 〃  | 26 | 備品台帳      | 永久  |
| 9  | 顧問参与名簿    | 〃  | 27 | 職員名簿      | 〃   |
| 10 | 役員履歴書編    | 〃  | 28 | 職員任用賞罰編   | 〃   |
| 11 | 消防団台帳     | 〃  | 29 | 職員給与台帳簿   | 〃   |
| 12 | 消防団長名簿    | 〃  | 30 | 職員出勤簿     | 5年  |
| 13 | 表彰関係編     | 〃  | 31 | 職員休暇簿     | 〃   |
| 14 | 弔慰関係編     | 〃  | 32 | 文書整理簿     | 3年  |
| 15 | 殉職及び公傷者名簿 | 〃  | 33 | 物品配布送付簿   | 〃   |
| 16 | 予算書編      | 〃  | 34 | 文書綴       | 〃   |
| 17 | 決算書編      | 〃  | 35 | 雑件綴       | 1年  |
| 18 | 重要契約書類編   | 永久 |    |           |     |

3 前項の保存年限は、当該文書の定結した翌年度の初日から起算する。

(文書の廃棄)

第22条 保存年限を経過した文書は廃棄する。ただし、保存年限を経過した後、なお保存の必要があると会長が認めたものは、更に期間を定めて保存しなければならない。

## 第6章 補則

(委任)

第23条 この細則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この細則は、公益財団法人長野県消防協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表

| 地区協会名 | 区 域               | 事務所所在地   |          |   |
|-------|-------------------|----------|----------|---|
| 南佐久   | 南佐久郡              | 佐久市跡部    | 佐久地域振興局内 |   |
| 北佐久   | 北佐久郡・小諸市・佐久市      | 〃        | 〃        | 〃 |
| 上 小   | 小県郡・上田市・東御市       | 上田市材木町   | 上田       | 〃 |
| 諏 訪   | 諏訪郡・岡谷市・諏訪市・茅野市   | 諏訪市上川    | 諏訪       | 〃 |
| 上伊那   | 上伊那郡・伊那市・駒ヶ根市     | 伊那市伊那    | 上伊那      | 〃 |
| 飯 伊   | 下伊那郡・飯田市          | 飯田市追手町   | 南信州      | 〃 |
| 木 曾   | 木曾郡               | 木曾郡木曾町福島 | 木曾       | 〃 |
| 松 本   | 東筑摩郡・松本市・塩尻市・安曇野市 | 松本市島立    | 松本       | 〃 |
| 大 北   | 北安曇郡・大町市          | 大町市大町    | 北アルプス    | 〃 |
| 埴 科   | 埴科郡・千曲市           | 長野市南長野   | 長野       | 〃 |
| 須 高   | 上高井郡・須坂市          | 〃        | 〃        | 〃 |
| 長 野   | 上水内郡・長野市          | 〃        | 〃        | 〃 |
| 北 信   | 下高井郡・下水内郡・中野市・飯山市 | 中野市壁田    | 北信       | 〃 |